

令和2年第1回
福岡地区水道企業団議会定例会

条例予算特別委員会会議録

(令和2年2月4日開催・議案審査分)

福岡地区水道企業団議会

| 質疑・意見 | 答弁 |
|---|---|
| <p>○ 会計年度任用職員について、給与費、経費自体は増額となっているが、体制はそのまま、手当等が増えることによって月々の月額給与が変わってくると思うが、その実態を尋ねる。</p> <p>○ 年収では大体一人17万円ぐらい増ということであるが、月々の給料は減ってしまうと思うが、どうか。</p> <p>○ 懸念しているのは、全体的に消費税も上がり、日々の暮らしの状況も変わってく</p> | <p>△ 令和元年度の非常勤職員は、嘱託員が30名、うち15名が福岡市のOBであり、残り15名が公募による嘱託員、その他2か月雇用の臨時職員で運営しているところである。</p> <p>会計年度任用職員制度導入に当たっては、当企業団全体で職の整理を行い、当企業団の業務が安定的に運用できるよう、令和2年度、市のOBのうち8名を再任用短時間勤務職員とし、会計年度任用職員は27名と職が大きく変更になっている。この結果、令和2年度と今年度、業務の内容がほぼ一致している嘱託員というのは、現在の公募による嘱託員15名である。この15名と会計年度任用職員15名の給与、手当の数字で比較すると、15名の令和元年度の総給与、手当が、3,301万440円である。1人当たり220万696円。2年度予算について、この15名に対して、総額3,558万8,042円、1人当たり、年額で237万2,536円と約17万円の増額となっている。令和元年度、公募の嘱託員で会計年度任用職員に来年度移行する嘱託員も12名いるが、この12名については、年収ベースでは現給保障を行うようにしている。</p> <p>△ 月収ベースでは下がるが、その分、年2回、期末手当を支給する。これが約1.3か月分あるので、その分で増額になっている。職員と同等の業務、同一労働に対する同一賃金という考え方であるので、その1号給の給与、週27.5時間の勤務であれば月額約14万円の給与になるものである。</p> |

| 質疑・意見 | 答弁 |
|---|--|
| <p>と思う。令和2年度は同じ体制だということだが、今後の体制については、しっかりと水道事業を担っていけるように、一人一人の働き方とそれに見合う給料や、年度で区切ったりしているのので、きちんと引継ぎなどを行っていくよう要望しておく。</p> <p>○ 五ヶ山ダムについて、資料2の2ページに5年間の収入の推移において、消費税が10%として算出されているが、消費税を含めない額を尋ねる。</p> <p>○ 一日平均供給量について、流域の人口の変化に伴って、供給水量が少しずつ上がってはいるが、人口の変化に対する供給の状況について尋ねる。</p> | <p>△ 資料2の2ページの③の税抜きの数字については、平成28年度から平成30年度の決算では、平成28年度が基本料金92億3,097万7,000円余、使用料金が8億8,729万1,000円余、合計101億1,826万8,000円余となる。平成29年度の基本料金については92億3,097万7,000円余、使用料金については8億8,790万7,000円余、合計101億1,888万5,000円余。平成30年度の決算では、基本料金が94億893万2,000円余、使用料金が8億9,091万3,000円余、合計102億9,984万6,000円余となる。</p> <p>令和元年度については、予算で基本料金が95億1,473万3,000円、使用料金については9億1,812万3,000円、合計104億3,285万6,000円となる。令和2年度予算においては、基本料金が94億8,927万7,000円、使用料金が9億1,567万7,000円、合計104億495万4,000円となる。</p> <p>△ 福岡都市圏の人口の動態について、今現在の推移としての数字は手元に資料がない。平成29年度のデータでは、行政内の人口が251万8,930人、計画給水人口が256万6,000人となっている。将来の予測になるが、福岡都市圏の平成57年(令和27年)までの予測として、国立社会保障・人口問題研究所が出している人口推計では、平成42年(令和12年)にピークとなり265万人という数字がある。</p> <p>一方で、人口と供給水量の関係では、</p> |

| 質疑・意見 | 答弁 |
|--|---|
| <p>○ 市民の暮らしの状況、各市町からのいろんな情報も勘案して、福岡地区水道企業団としての全体的な事業として、しっかり把握をしながら、計画及び実行を行ってほしい。</p> <p>○ 五ヶ山ダムの予算について、結局、試験湛水が終わらない状況がずっとこの後も続くと思うが、これは緊急時に利用もしていくということなので、ここ2年ぐらいの水位状況から見たら、試験湛水が終わるといふ予測がどうなのだろうかと思う。何年続くと、どこでどういう判断をするのか尋ねる。</p> <p>○ 普通に数年を考えても、降るときは降るが、要は降る時期はやはり水位を下げたまま、なかなか試験湛水が終わらない。その間に地震などいろいろ起こったりする可能性があり、やはり誰もが不安を持っていると思う。また、試験湛水中に緊急放流をしなければいけない場合、県や国からの状況によると思うが、福岡地区水道企業団でどう判断し、どう</p> | <p>当企業団については、福岡都市圏の一般市民の水の使用に合わせて送水しているわけではなく、各水道事業者に一定量の水量を連続して送水しており、人口と当企業団の送る水量は直接関係していない。計画全体としては関係しているが、人口の増減、水需要の変化については、各団体がそれぞれ自己水源で調整しており、当企業団としては、各団体の水供給の基礎となる部分の水量を送水しているところである。</p> <p>△ 完了の見通しについては、福岡県に確認したところ、やはり今後の降雨次第というところがあるが、令和元年度中の完了を目指しているということである。ただ、当企業団としては、今回、年度内の完了は難しいということで補正予算を計上しているが、去年に比べて、今現在の貯水率は86.5%ということで、よい状況となっており、今後の雨に期待して、令和2年の供用を期待しているところである。</p> <p>△ 試験湛水中のダムの運用、放流等については、県が試験湛水中の、いわゆる工事中の運用について方針を定めており、それに基づいて運用されている。不測の事態や、大地震及び大雨がある場合にもダムの試験湛水を実施している県で適切に対処するものと考えている。</p> |

| 質疑・意見 | 答弁 |
|--|---|
| <p>対応するのか尋ねる。</p> <p>○ どこまで早め早めの対応ができるのか、県との関係性を尋ねる。</p> <p>○ 受け身になってしまうかもしれないが、いろんな情報を早く得ながら、協議をしっかりと行ってもらいたい。</p> <p>○ 海水淡水化センターについて、更新に向けて検討しているということだが、サイズのどうするのか。一応平均では日量3万トンがあれば十分だと思うが、どうか。</p> <p>○ コストがかなりかかると思う。使っていなくてもメンテナンスが必要になるので、それも余計な経費がかかってくると考える。五ヶ山ダムも緊急事態には利用もできるような状況があるので、5万トンという更新というのはいかがなものかと思う。再考するよう要望しておく。</p> <p>○ 海水淡水化センターの隣にヘリコプターの施設があるが、ヘリコプターの落下事故とか不安である。現在の場所で更新をするということで、危機管理や、万が一の協議など、どのように考えているのか尋ねる。</p> | <p>△ 県との関係については、県が運用方針に基づいて管理を行っている。試験湛水中の情報提供、もろもろのいろいろな動きについては、密接に協議しながら進めているところである。</p> <p>△ 今現在、海水淡水化センターの更新について検討を行っているところである。平常時は指摘のとおり3万トンを切るような運転が、ここ数年続いているが、昨年令和元年の夏には渇水状況になり、5万トン運転をせざるを得ない状況があったということもあり、海水淡水化センターの更新の検討については、従来の計画どおり5万トンで検討を進めているところである。</p> <p>△ 現在、大阪航空局でヘリコプター施設の工事を進めており、令和2年3月末に開港予定になっている。実際の飛行通路については、基本的には海から海へと聞いており、博多湾からの運航については、強風のとくにしかないと聞いている。基本的には当施設の駐車場より西側を飛行するようなルートと聞いている。</p> |

| 質疑・意見 | 答弁 |
|--|---|
| <p>○ 今年の1月6日～8日の3日間、通信伝達というか、試験が行われて民間の小型ヘリコプターによる飛行調査が行われた。自分自身も現場に行き確認をしたところ、その空路と違うところから進入をした状況がある。やっぱり風によってヘリコプター自体が落ちるといよりも、何か落下するというので、それが海水淡水化施設に、上空を飛んでいなくても流れて落ちてくるということもあるので、安全対策とか危機管理について、しっかりと協議を行ってほしいと思うが所見を伺う。</p> <p>○ 議案の第1号、第2号、第3号に関して質問する。福岡地区水道企業団と国と県との関係について、昨日2月3日の本会議で、五ヶ山ダムの利水容量3,200万立方メートルと治水容量800万立方メートルを見直すことを利水団体である構成団体と協議し始めなければならない状況に来ており、現在のダム計画は抜本的に見直しが必要だとの質問に対し、河川管理者から要請があったときには検討する旨の答弁であった。</p> <p>県知事は令和元年12月11日の県議会本会議において、現時点で利水者の同意を得るための手法について明らかになっていないが、今後、国から示される内容を踏まえて、県営ダムの事前放流の可能性について検討していくと答弁している。国も県もやる方向で、利水者の同意が鍵になっていると言っている。このことについて、福岡地区水道企業団としてはどのように考えているのか。</p> | <p>したがって、当施設としては今のところ安全と判断しているところである。</p> <p>△ ヘリポートの件については、指摘のとおり全くそういうものがないとは言えないので、大阪航空局ともすり合わせながら危機管理に努めていきたいと考える。</p> <p>△ 既存のダムの利水容量を活用した洪水調節機能は、水源地なり、実際、被害に遭う地域への治水対策であるため、利水者として当然協力をしていかなければならないと考えている。ただ一方で、利水容量分からの利水を放流して、そこを空間として空けるということになると、国が検討しているような精密な天候予測で、本当に水が雨によって戻ってくるかどうか、もし戻らなければ、その分、利水者としては渇水のリスクも高まるという状況もある。また、今回、台風19号を契機として、利水容量を治水に活用するという話になっているが、全国を見ると、治水と利水のバランスでいけば、福岡都市圏はどうしてもやはり利水、渇水のリスクが高い地域となっている。そういった点では、国、県の動きに利水者として協力していくにしても、当企業団として安定供給を損なうことがないような、そういったことも考えながらすり合わせ、協議、調整を行っていきたいと考</p> |

| 質疑・意見 | 答弁 |
|---|---|
| <p>○ 五ヶ山ダムについては、すごく悩ましい存在だということは共有できる。大き過ぎて。既に現在2月である。洪水期は6月からなので、あと4か月しかない。この間に利水者による話し合いがされ、合意されないことには、今年のダムの洪水節整はできないということになってしまう。既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議である2回目の会議が令和元年12月12日に行われているが、そこで取り決められたのがこの基本方針という方針文書であるが知っているか。</p> <p>○ それならば、国の構えが変わったことはすぐに理解できたと思うが、どうか。</p> <p>○ この基本方針は、洪水調節機能の強化に向けて、治水協定の締結に向けた取組を進めようとしている。利水者間の話し合いと合意が必要になるが、それは言われてからするのではなく、先にやるべきだとずっと言い続けているが、どうか。</p> <p>○ その第2回会議で決まったことの一つ、国土交通省は、2020年1月までに全国全てのダム1,460基について、構造関係を確認した上で協議開始の準備をすとなっている。既に五ヶ山ダムについても調査が終わっていると思われるが、国土交通省から問合せ、または県からの問合せはあっているか。</p> <p>○ そうであれば、この文書を読んだということならば、福岡地区水道企業団から国土交通省等に対して、五ヶ山ダムについてはどうしたらいいのかという問合せ</p> | <p>えている。</p> <p>△ 入手して読んでいる。</p> <p>△ 今回新しい方針が出されたことで、国として取組を進めていくということで理解している。</p> <p>△ 利水者としては、協力の意思はあるが、あくまでも治水を所管する国、県が方針を出して、いろいろな案を示すと伺っており、その内容を、提示を受けたところで検討、協議を進めていきたいと考えている。</p> <p>△ 今のところ具体的話は伺っていない。</p> <p>△ 今回の方針を出した国において、実際、治水協定なり、いろいろなルールについての案がない状況で、当企業団の方から治水についての問合せを進めようと</p> |

| 質疑・意見 | 答弁 |
|---|---|
| <p>をすべきではないのか。</p> <p>○ 待ってはいけないと思う。問合せたらどうか。この第2回会議では、厚生労働省は、全国のダム管理者や利水参画者たる水道事業者等に対し、施策への協力や対応を要請していくとともに、関係機関に対し取組の周知を図るなど必要な措置を講じていきたいと言っている。厚生労働省からの問合せはあっているか。</p> <p>○ そういう意味ではいろんなシグナルが国から出てきている。だから、今までの利水という関わりでこのダムを管理してきた問題、それが今や治水の問題についても考えないといけないというのが国全体で動き始めてきているということである。昨日2月3日の本会議で、中国電力のダムである新成羽川ダムが洪水被害軽減に向けて、ダムの運用を見直すための技術検討会を立ち上げて事前放流を表明したことについて参考にしてもらいたいと思って質問した。県が言ってくるのをじっと待っていたら、この夏の洪水期がやってきて、手だてが間に合わないかもしれない。福岡地区水道企業団として、構成団体の意見を聞き、洪水被害軽減のための手だてを取るイニシアチブを發揮すべきではないのか、見解を伺う。</p> <p>○ 実に行政的な答弁だと思う。実は、県も同じことを言っている。昨年の平成元年7月の県議会の予算特別委員会での河川管理課長の答弁では、五ヶ山ダムは利水者も負担金を出して建設されていることから、利水容量を減らし、治水容量を拡大するためには、利水者の同意を得る</p> | <p>いうことは考えていない。国、県からの協議を待っている状況である。</p> <p>△ 厚生労働省からそのような趣旨の文書が届いている。</p> <p>△ 治水の施策について、利水者の当企業団が、これまで資金負担、水道料金の負担をしていただいて確保してきた利水容量というのを提供する形で、洪水被害軽減のためのイニシアチブを取るとするのは、水道料金を負担している市民への説明も含めて、非常に難しく、悩ましいところである。今回、国でいろいろ進めている治水協定、これについても洪水調節に利用可能な容量がどれだけあるのか、そういったいろんな検討を踏まえた上で、協定なり検討を進めていくことになると思う。そういった点については、国なり県が今検討を進めており、いずれ協定なりの協議をすると思うので、そういった具体の協定、協議を進める上での必要な情報を整理されたものを今現在、当企業団としても提示を受けるのを待っているという状況である。</p> <p>△ 福岡地区水道企業団が今回、五ヶ山ダムで確保する利水容量260万トン、それから、渇水対策容量44万トン、これは福岡都市圏への安定供給上どうしても必要なものとして確保しようとしているものである。今回の治水洪水調節機能の強化ということで、これを活用することにつ</p> |

| 質疑・意見 | 答弁 |
|--|--|
| <p>ことが必要不可欠である。過去の渇水状況を踏まえると、水道用水やかんがい用水といった利水容量を回復することが確実に見込めない状況では、利水者の同意を得ることは大変難しいと考えている。福岡地区水道企業団とその構成団体は、同意しないよというふうに河川管理課長は思っている。福岡地区水道企業団は、県から言ってくるならば検討すると言っている。これでは、国が幾ら旗を振っても、県も福岡地区水道企業団も相手の出方をお互い待っているわけだから、何も動かないということになる。だから、利水者により近い水道事業者として、福岡地区水道企業団が県より先に動いてはどうかと去年の夏から言っているが、どうか。</p> <p>○ また決算でこの質問は行っていく。</p> <p>○ 昨日2月3日の本会議で、ダム構造の話をした。ゲートがなく、人も配置していない無人のダムだと。すると、五ヶ山ダムでは緊急放流を行うとしたらどうやってやるのか尋ねる。</p> <p>○ 上からあふれるのを待つか、下から毎秒16立方メートルで抜くかということだと思ふ。すると、五ヶ山ダムは急には空にはならないダムだということか。</p> <p>○ 平成元年12月12日の国の基本方針では、予測制度向上等に向けた技術システム開発がうたわれている。ダム周辺の気象予測と降雨予測等を利用して、長時間先のダム流入量及び下流河川の水位予測の精度を上げるという体制を国と気象庁は取ろうとしている。そうすると、急には空にならないダムならば、長時間先の</p> | <p>いては、可能な限りの協力をしていきたいと考えているが、一方で、当企業団の本来の責務としての安定供給を果たす上では、利水容量は渇水対策容量を使った後の、本当に国が言っているような復水ができるのかどうか、そういった点も含めて県の河川管理課長が言う、協力が得られるかどうかという話が出てきていると思う。当企業団としては、その復水の可能性、確実性、そういったものも含めて、県から示しがあれば、その点について協議を進めていきたいと考えている。</p> <p>△ ダムの計画では、満水になる前に常用洪水吐きからの放流で対処することになっている。</p> <p>△ 構造的には、急にという時間の感覚はあるが、すぐに、一両日で全てが空になるような構造にはなっていないと思う。</p> <p>△ 今回の洪水調節機能強化として治水協定等を結んだ上でそういった運用をするということであれば、指摘のとおり、長時間の予測、そういったものが前提、不可欠になると思う。</p> |

| 質疑・意見 | 答弁 |
|--|---|
| <p>状況を想定して、ためるのか、放水するのか、早めの判断が必要なダムということではないか。</p> <p>○ もとはといえば、必要のない巨大なダムを造ってしまったということである。我々日本共産党は一貫して反対してきたけれども、もう完成するという段階なので、これをなくせとは言えない。そこで、ダムとの共存共栄のためには、今のダムの計画では駄目だと言っている。利水に無用、治水に危険だと言っている。その余っている無用の利水にしがみつき過ぎると、本会議で述べたように、河道の整備が終わっていない那珂川に洪水が起き、天神や博多駅地区を水没させる甚大な被害が出るということを意見として述べておく。</p> <p>○ 福岡地区水道企業団は、五ヶ山ダムの供用が開始されたとしても、今後の状況として福岡都市圏の水は足りないという考えなのか尋ねる。</p> <p>○ ダム等の水源開発は、水需要の増加に対応するためや、渇水に備えるために必要だとこれまで答弁している。では、実際の水需要がどうなっているのか。各構成団体では、それぞれ自己水源を持ちながら、福岡地区水道企業団の水も配分されている。各構成団体の自己水源率を尋ねる。</p> | <p>答弁</p> <p>△ 五ヶ山ダムが完成した後の都市圏全体の水需要については、各団体がそれぞれ需給計画を立てているので、供給能力と利水の需要の関係については、それぞれ計画によって違うと思う。少なくとも、当企業団が安定供給をする上では、五ヶ山ダムなり海水淡水化センター、それぞれの施設が必要であると考えている。</p> <p>△ 資料の数値は、各団体の自己水源率ではなくて、当企業団から送水している割合になっている。平成29年度の決算では、一日平均給水量に占める企業団の協定水量の割合は、福岡市が33%、大野城市が63%、筑紫野市が49%、太宰府市が68%、春日那珂川水道企業団が40%、古賀市が56%、宇美町が81%、志免町が53%、須恵町が62%、粕屋町が65%、篠栗町が56%、新宮町が64%、宗像地区事務組合が6%、糸島市が75%である。</p> |

| 質疑・意見 | 答弁 |
|--|--|
| <p>○ 福岡地区水道企業団が水源を開発することは、そもそも当初から構成団体との約束であり、約束どおりにダムを造り、海水淡水化センターを造ってきた。別にそのことは悪いとは言っていない。もちろん、そのようなやり方はそもそも反対だが、ダムができるたびに、その配水量が決められて配られていく。しかし、それぞれの構成団体には人口がどうなっていくのか、自己水源がどういう状況なのかはそれぞれ違いがある。でも、水源を開発したのだから共同責任で水はもらってもらいます。そういつて、協定供給水量として配水しているということである。海水淡水化センターが供用され始めたときも、全構成団体に配水が行われている。そこで尋ねるが、このとき本当に全構成団体にとってこの水が必要だとされていたのか。</p> | <p>△ 各団体と締結している協定については、水源開発を実施すると決定した時点で再度締結し直して協定しているので、各団体と約束をした数字になっている。</p> |
| <p>○ 構成団体が必要だから水の開発を行った、その言い分が一貫しているわけである。みんなで開発したのだから、みんなで使いましょうということ。久山町を除く福岡地区でそれをやってきている。では、大山ダムが水源として新規に開発された。このときも本当に全構成団体にとってその水が必要だとされていたのか。</p> | <p>△ 先ほど答弁したとおり、各団体との協定を結んで、それぞれこれまで水源開発を行ってきている。</p> |
| <p>○ 各構成団体の実情から心配しているのではなく、せっかく巨額の建設費をつぎ込んでダムまで造ったのだから水はもらっていただきますというふうに聞こえてならない。では、五ヶ山ダムについて、この新規開発では宗像地区事務組合には配分量がないがなぜか。</p> | <p>△ 五ヶ山ダム開発のときの約束の中に、宗像地区事務組合が含まれていないということだと思う。五ヶ山ダムの増量分については、宗像地区事務組合の配分はない協定となっている。</p> |
| <p>○ 宗像地区事務組合は、水は要らないと聞いたのか。それとも福岡地区水道企業</p> | <p>△ 五ヶ山ダムに限った話ではなく、宗像地区事務組合については、手元に資料が</p> |

| 質疑・意見 | 答弁 |
|--|---|
| <p data-bbox="220 241 625 275">団がやらないと判断したのか。</p> <p data-bbox="188 562 783 1043">○ 宗像地区事務組合は、福岡地区水道企業団からもらっている水の割合が6%、つまり、宗像事務組合は自分たちだけで94%の水を供給している。これは本当にすごい努力をしてきていると思う。各構成団体が自己水源を持つことは、福岡地区水道企業団としてはよしとするのか、それとも、できるなら遠慮してもらって福岡地区水道企業団の水を使ってもらいたいと思っているのか、どちらの立場か。</p> <p data-bbox="188 1106 783 1680">○ そうすると、将来設計に関しては、シビアでリアルな検討が必要になってくると思う。結局、福岡地区水道企業団がダムを造り、海水淡水化センターを造り、施設能力が大きくなってきたと言いながら、各構成団体に配分水量を決めて配って、それでもまだ安定供給水量になっていないからと水が足りないというのは、各構成団体の自己水源の実情や、本当に福岡地区水道企業団からの配水が必要なのかどうか、真剣に吟味した上での水が足りないという結論ではないということではないか。</p> <p data-bbox="188 1742 783 1995">○ 今の五ヶ山ダムをもって水源開発を終わるということでいえば、もう水は十分に足りているということを逆に証明した答弁だったと理解する。もう一つ分からないのは、宗像地区事務組合は、その配分水量は五ヶ山ダムができて変わらな</p> | <p data-bbox="841 241 1401 501">ないが、参加の年度が、実際、供給を始めた時期が少し後になっており、海水淡水化センター、大山ダム、五ヶ山ダム、そういった各水源の全体としてどれだけ供給するかという約束をした上で、宗像地区事務組合に供給している。</p> <p data-bbox="809 562 1401 954">△ 当企業団から各団体に水を使ってもらいたいという気持ちは確かにある。実際、料金体系としては、資本回収を優先するとか、確実に行うための基本料金としての料金配分が大きくなっている関係もあり、各団体、自己水源よりも企業団の水を使ったほうが全体としては経営的に支出が減るといえる話になるかと思う。</p> <p data-bbox="809 1106 1401 1408">△ 今回、五ヶ山ダムは試験湛水中だが、これが完了することで当企業団の水源開発は完了する。五ヶ山ダムが完了することにより、今、各団体と約束している26万8,100トン、夏場の最大水量だが、これを供給する上での安定供給を当企業団としては達成できると考えている。</p> <p data-bbox="809 1742 1401 1995">△ 宗像地区事務組合については、五ヶ山ダム供用開始による増量はないので、補正云々にかかわらず同額にはなっているが、うるう年との違いがあり、来年度、宗像地区事務組合については、使用料金を含めて税抜きで9,700万円ほどの供給</p> |

| 質疑・意見 | 答弁 |
|--|---|
| <p>い。今までどおりであり増えないが、令和2年度の予算では、供給料金は補正後の年間供給料金と比べてどうなっているのか。</p> <p>○ それは結局、宗像地区事務組合の年間供給料金が上がるのは、うるう年の関係だけか。</p> <p>○ 水が余ってきた問題をただしてきたが、これから先、福岡地区でも人口減少が起きてくる。さらに、市民1人当たりの水の使用料も減ってくることになる。そこで、福岡地区水道企業団として、今後どのようにダウンサイジングをしていく計画なのか、尋ねる。</p> <p>○ これは社会的に大きな変化が今から急激に起きてくるわけであるから、福岡地区水道企業団としても関係箇所と相談しながらやっていかねばならないと思う。人口が増えてきているということでもって右肩上がりを福岡地区では割と何でもかんでもそういう形で見えていく傾向が強いが、ただ、身の丈に合わない急増というのは、水道を預かる関係者にとっても大変苦勞をかけることになるのではないかと思う。人類はもともと、水のあるところにまちを創ってきた、砂漠の動物がオアシスに集まるようにして。水のないところでは、まちを発展させるのは間違いである。ところが、福岡市が今人</p> | <p>料金を予定している。</p> <p>△ 今年度と来年度の違いについては、うるう年の1日分の違いである。</p> <p>△ 都市圏の水需要について、まず、基本の需要量がどうなるかということについては、福岡県で計画される、従来であると広域的水道整備計画、これから法律が改正されて作成予定の基盤強化計画の中で示されるであろうと考えている。</p> <p>ただ、一方で、水の需要と供給の関係では、当企業団は福岡都市圏の水供給の基本となる部分を担っている団体であるので、水の需要の増減が生じた場合には、それぞれの団体が各自己水源で調整することになると思う。今の時点では、当企業団単独でダウンサイジングやその他について検討していない状況である。</p> <p>△ 各団体がどのような水の需要を必要とする都市政策を進めているかという点については、当企業団としては意見する立場にないが、その各団体の施策の結果として、水需要が伸びて供給能力の過不足、いろんなものが出てきたとしても、当企業団としての事業計画上の水源開発が終わり、今までに開発した水は各団体に配分を終えているので、各団体の需給に対して、当企業団の事業として対応することは難しいと考えている。</p> |

| 質疑・意見 | 答弁 |
|---|---|
| <p>口を急激に集め過ぎている。これはもう福岡市自身の予想よりも集まってきているわけであるから、福岡地区水道企業団は水を構成団体に配水する責任を持っている立場から、人の命を預かる、水を預かる福岡地区水道企業団として、これ以上集まってもらうと供給する側からしても困るということをそろそろ福岡市に意見するべきではないかと思うが、どうか。</p> <p>○ 今の考えはすごくよく分かる。そういうことであれば、各構成団体に自己水源率を高める方法も含めて、やっぱりいろんな努力をお互いにしていきましょうよということでも今の課題を乗り越えていくことが必要になってくるかと思う。水道法の第2条で、地方公共団体の責任が書かれている。国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ水が貴重な資源であることに鑑み、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し、必要な施策を講じなければならないと。したがって、水道法第1条の、いわゆる豊富、低廉な水の供給というのは余り余るほどの水を供給することではないと解するが、どうか。</p> <p>○ 海水淡水化センターについては、5万トンを更新させる想定での答弁があったが、とんでもない話だと思う。水不足の時代は終わり、水余り時代になってきている。全ての構成団体への水の割り当てを実情に合わせて修正し、福岡地区の水道全体の規模を適正にし、住民の将来負担を減らしていくことを考え始めるときに来ているのではないか。所見を伺う。</p> | <p>答弁</p> <p>△ 水道法の豊富という言葉の解釈については、余りあるという話かどうか分からないが、少なくとも不足がないことという意味での豊富ではないかと担当者としては考えている。</p> <p>△ 福岡地区全体、全国的な話としては、広域的な連携であれ、これからの人口動態を含めた対応をするようにというような厚生労働省の水道法の改正の背景となった事情もある。福岡都市圏でもこういった、今後のあり方について、いろいろと検討が必要になると思うが、そういった部分については、法の定めの中では基盤強化計画なり、広域推進プランなり、</p> |

| 質疑・意見 | 答弁 |
|---|--|
| <p>○ 引き続き水余り問題については今後も議論していく。時間の経過とともに、恐らく水が余ってきていることは明瞭に今後なっていくものと予告しておく。</p> <p>○ 福岡市職員の給与は、民間給与との格差解消のために、給与月額を引き上げるということです。ずっとこの間、民間企業との格差を追いながらやってきていると思っている。それに対応して、今度、福岡地区水道企業団職員の、いわゆる住宅費の問題が出ているが、今、福岡地区水道企業団の現在の職員1人当たりの平均給与は幾らか。</p> <p>○ 過去10年間の福岡市職員の給与について確認したら、ざっと70万円ぐらい手取りが下がっている。厚生労働省が中高年者縦断調査を行っているが、50代後半で働いている人のうち、100万円以上の借金がある人は35%、住宅ローンを抱えている人は50%近くいるというのが実態である。つまり、住宅ローンや子供の学費の支払い、親の介護など、家族を支えていくための出費に苦心している世代である。公務員も例外ではないと思う。そういつた中で、公務員の給料はずっと抑えられてきており、10年スパンで見ると大きく下げられてきている。憲法に定められた全体の奉仕者の自覚のもと、水道を福祉として住民の生活を守るために働くことを誇りにして、使命感を持って働い</p> | <p>県が主導的な役割として今後検討を進めるようにという国の政策もあり、今後、県、それから、関係の構成団体と協議をしながら、適切に今後のあり方について当企業団としても協力していきたいと考えている。</p> <p>△ 令和元年度平均給与額が33万4,100円である。これは手当等を含まない給与の額になっている。</p> <p>△ 減額となる職員は9人である。</p> |

| 質疑・意見 | 答弁 |
|--|---|
| <p>ている、その職員の給料が安過ぎると思う。そこで、今回の住居手当の見直しにより、家賃が5万9,000円未満の場合は支給額が下がるが、該当職員は何人いるのか。</p> <p>○ 9人が減額になるのは問題とは思わないのか。</p> <p>○ その若年層の月例給が引き上げられたとしても、住居手当が引き下げられるというのは問題だと思う。やはり今福岡に住んでいる人の福岡市内では47%が単身独居である。そのうち半分が若年者で、半分が高齢者という形になってきている。その若年者で、福岡地区水道企業団で働いている職員の住居手当が引き下げられるというのは、本当に酷な話だと思う。住居手当の支給対象は借家、借間のみであるが、どのような観点から持ち家は外されているのか、尋ねる。</p> <p>○ 現実に9人の職員が住居手当を下げられるというのは本当に容認できない。この条例改正は不十分だということから反対することを意見として述べておく。</p> | <p>△ 今回の住居手当の見直しについて、上限額5万7,000円以下の職員が1,000円から2,000円程度下がるようになっている。どちらかというところ、若年層が下がるような形になると思うが、これに対して、直接ではないが、福岡市の人事委員会勧告の中では、若年層に対して給与額を厚くするような形で対応しているところである。</p> <p>△ 当企業団職員は、全て福岡市から出向している職員で、福岡市の住居手当等の制度をそのまま準用しているところである。福岡市については、住居手当において、人事院の国家公務員宿舎使用料の例に基づいて今回下げているけれども、同様に当企業団も対応しているところである。</p> |